

地域建設業経営強化融資制度の適用について

1 制度の目的

本融資制度は、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進することを目的とする。

2 対象となる建設企業

本制度の対象となる建設企業は、公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業（資本金 20 億円以下、又は従業員数 1,500 人以下）とする。

3 対象となる工事

三木市が発注する建設工事を対象とする。

ただし、以下の工事については、対象外とする。

- ① 債務負担行為に係る工事（最終年度で年度内終了見込み工事を除く）
- ② 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（前年度からの繰越工事で年度内終了見込み工事を除く）
- ③ 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- ④ その他、建設企業の施工能力に疑義が生じている等、特別な事由がある工事

4 手続の流れ

- (1) 市から建設工事を受注・施工している中小・中堅建設企業（以下「建設業者」という。）は、工事請負代金債権を(株)建設総合サービス（西日本建設業保証株の 100%出資会社）に譲渡（工事完成前でも可）
- (2) (株)建設総合サービスは、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達。(財)建設業振興基金は、当該資金調達に対して債務保証を実施。
- (3) 保証事業会社の保証により、出来高を超える部分も含め金融機関から建設業者に対し融資を実施。
- (4) (株)建設総合サービス及び保証事業会社は、工事完成後、市から支払われた工事請負代金から、(株)建設総合サービスの融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を精算の上、建設業者に残余を返還。

5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとする。（出来高の査定ではない）

6 債権譲渡先

債権譲渡先は、(株)建設総合サービスとする。

株式会社建設総合サービス 住所 大阪府大阪市西区立売堀 2 丁目 1 番 2 号 TEL 06-6543-2848

7 支払計画等の提出

建設業者は、(株)建設総合サービス及び保証事業会社の保証による融資を受ける際に、融資申請時までの下請負人等への支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請負人等への支払計画等を(株)建設総合サービスに提出し、(株)建設総合サービスにおいて確認を行う。

8 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、(株)建設総合サービスに対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、(株)建設総合サービス又は保証事業会社が建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

9 保証事業会社による金融保証

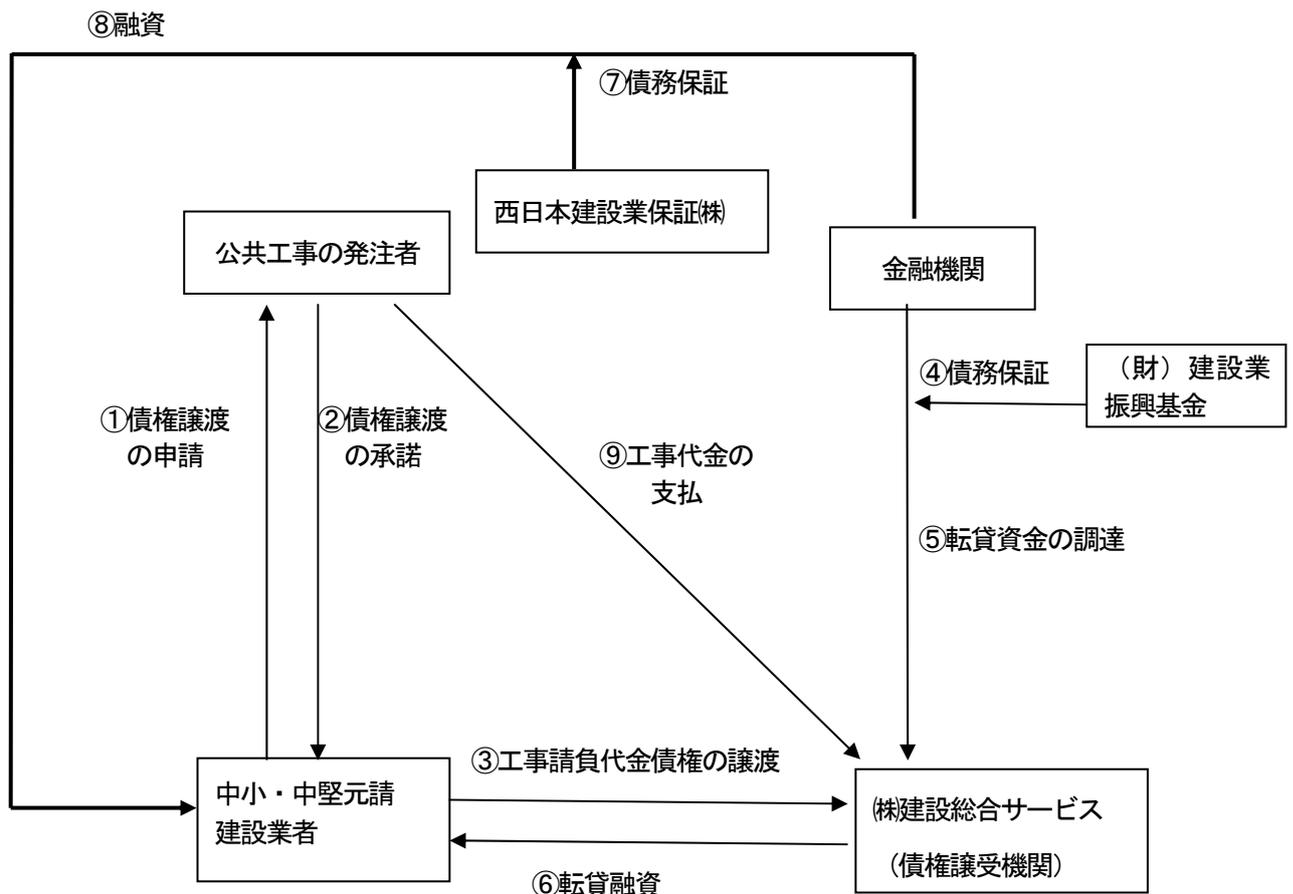
本制度に係る保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、建設業者が金融機関から公共工事に関する資金の貸付を受ける場合において、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 1 号の規定に基づき、その債務を保証する。

なお、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び(株)建設総合サービスからの建設業者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

10 実施時期

本制度は、平成 20 年 12 月 4 日から、当面、平成 23 年 3 月末までの措置として実施することとする。

地域建設業経営強化融資制度フロー図



※①～⑥ 工事出来高相当部分にかかる融資

※⑦～⑧ 出来高を超える部分にかかる融資